

宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会

「高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」

高齢者・障害者権利擁護・虐待対応セミナー

## 『本当の虐待対応とは』

～高齢者・障害者虐待対応専門職チームの活用～

日時 平成 29 年 12 月 27 日（水）10 時～16 時

場所 仙台弁護士会館 4 階大会議室

宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会

981-0955 仙台市青葉区三条町 10-19 PROP 三条館（宮城県社会福祉士会）

Tel 022-233-0296 Fax 022-393-6296

Eメール: mail@macsw.jp

## 宮城県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム研修のご案内

日頃より、仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会の運営する「宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会」をご活用いただき御礼申し上げます。

市町村におかれましては、高齢者虐待防止法施行 11 年、障害者虐待防止法施行 5 年が経過し、制度充実に努められていることと思います。

しかし、虐待防止法や措置が制度に忠実に沿って実施され、高齢者・障害者の権利擁護ができていのかどうかというと、十分とは言えない事例が散見されます。

今回は、法令に沿った基本の対応ができていのかどうかを振り返り、問題の原因と対応について、『本当の虐待対応とは！』というテーマで研修会を実施することにいたしました。

高齢者・障害者の安心生活を守るための制度の目的が十分に理解・活用されるよう開催いたしますので、年末の慌ただしい時期の開催ではありますが、是非関係機関の担当者のみならずにご参加いただきたくご案内申し上げます。

### 記

**日 時** 平成 29 年 12 月 27 日（水） 10 時～16 時（受付 9 時 30 分～）

**場 所** 仙台弁護士会館 4 階 大会議室 仙台市青葉区一番町 2-9-18

**主 催** 宮城県障害者・高齢者虐待対応連絡協議会

**内 容** 『本当の虐待対応とは！』～高齢者・障害者虐待対応専門職チームの活用～

**対 象** 区市町村等高齢者・障害者権利擁護・虐待対応担当者

**資料代** 1,000 円（契約市町村は無料）

**定 員** 120 名

**申 込** 別紙申込用紙により FAX で申し込み下さい。

※申込受理しましたら、受付票を FAX いたします。

**締 切** 平成 29 年 12 月 18 日（月）

問合先 宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会（宮城県社会福祉士会内）  
担当：及川由佳（月～金 9 時～17 時）

TEL 022-233-0296 FAX 022-393-6296 E mail:mail@macsw.jp

# 『本当の虐待対応』

～高齢者・障害者虐待対応専門職チームの活用～

宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会  
小 湊 純 一。(社会福祉士)

## I 権利擁護

### 障害者の権利に関する条約 2006年12月13日

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

この条約の主な内容としては、

#### ① 一般原則

障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等

#### ② 一般的義務

合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等

#### ③ 障害者の権利実現のための措置

身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容

#### ④ 条約の実施のための仕組み

条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討

となっています。

障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。我が国は2007年9月28日に、高村正彦外務大臣（当時）がこの

条約に署名し、2014年1月20日に、批准書を寄託しました。また、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

**合理的配慮**の定義：障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

合理的配慮 (reasonable accommodation)

#### 障害者の権利宣言 1975年12月9日

総会は

国際連合憲章のもとにおいて国連と協力しつつ生活水準の向上完全雇用経済・社会の進歩・発展の条件を促進するためこの機構と協力して共同及び個別の行動をとるとの加盟諸国の誓約に留意し

国際連合憲章において宣言された人権及び基本的自由並びに平和人間の尊厳と価値及び社会正義に関する諸原則に対する信念を再確認し

世界人権宣言国際人権規約児童権利宣言及び知的障害者の権利宣言の諸原則並びに国際労働機関国連教育科学文化機関世界保健機関国連児童基金及び他の関係諸機関の規約条約勧告及び決議において社会発展を目的として既に定められた基準を想起し

障害防止及び障害者のリハビリテーションに関する1975年5月6日の経済社会理事会決議1921（第58回会期）をもまた想起し

社会の進歩及び発展に関する宣言が心身障害者の権利を保護しまたそれらの福祉及びリハビリテーションを確保する必要性を宣言したことを強調し

身体的・精神的障害を防止し障害者が最大限に多様な活動分野においてその能力を発揮し得るよう援助しまた可能な限り彼らの通常的生活への統合を促進する必要性に留意し

若干の国においてはその現在の発展段階においてはこの目的のために限られた努力しか払い得ないことを認識し

この障害者の権利に関する宣言を宣言しかつこれらの権利の保護のための共通の基礎及び指針として使用されることを確保するための国内的及び国際的行動を要請する。

- 1 「障害者」という言葉は先天的か否かにかかわらず身体的又は精神的能力の不全のために通常個人又は社会生活に必要なことを確保することが自分自身では完全に又は部分的にできない人のことを意味する。

- 2 障害者はこの宣言において掲げられるすべての権利を享受する。これらの権利はいかなる例外もなくかつ人種皮膚の色性言語宗教政治上若しくはその他の意見国若しくは社会的身分貧富出生又は障害者自身若しくはその家族の置かれている状況に基づく区別又は差別もなくすべての障害者に認められる。
- 3 障害者はその人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者はその障害の原因特質及び程度にかかわらず同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。このことはまず第一に可能な限り通常のかつ十分満たされた相当の生活を送ることができる権利を意味する。
- 4 障害者は他の人々と同等の市民権及び政治的権利を有する。知的障害者の権利宣言の第7条は精神薄弱者のこのような諸権利のいかなる制限又は排除にも適用される。
- 5 障害者は可能な限り自立させるよう構成された施策を受ける資格がある。
- 6 障害者は補装具を含む医学的・心理学的及び機能的治療並びに医学的・社会的リハビリテーション教育職業教育訓練リハビリテーション介助カウンセリング職業あつ旋及びその他障害者の能力と技能を最大限に開発でき社会統合又は再統合する過程を促進するようなサービスを受ける権利を有する。
- 7 障害者は経済的社会的保障を受け相当の生活水準を保つ権利を有する。障害者はその能力に従い保障を受け雇用されまたは有益で生産的かつ報酬を受ける職業に従事し労働組合に参加する権利を有する。
- 8 障害者は経済社会計画のすべての段階においてその特別のニーズが考慮される資格を有する。
- 9 障害者はその家族又は養親とともに生活しすべての社会的活動創造的活動又はレクリエーション活動に参加する権利を有する。障害者はその居所に関する限りその状態のため必要であるか又はその状態に由来して改善するため必要である場合以外差別的な扱いをまぬがれる。もし障害者が専門施設に入所することが絶対に必要であつてもそこでの環境及び生活条件は同年齢の人の通常の生活に可能な限り似通つたものであるべきである。
- 10 障害者は差別的侮辱的又は下劣な性質をもつあらゆる搾取あらゆる規則そしてあらゆる取り扱いから保護されるものとする。
- 11 障害者はその人格及び財産の保護のために適格なる法的援助が必要な場合にはそれらを受け得るようにされなければならない。もし障害者に対して訴訟が起こさ

れた場合にはその適用される法的手続きは彼らの身体的精神的状態が十分に考慮されるべきである。

1 2 障害者団体は障害者の権利に関するすべての事項について有効に協議を受けるものとする。

1 3 障害者その家族及び地域社会はこの宣言に含まれる権利についてあらゆる適切な手段により十分に知らされるべきである。

## 障害者基本法（抜粋） 1993年（心身障害者対策基本法1970年）

### （目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害があるものにとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### （地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

#### **（差別の禁止）**

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### **（医療、介護等）**

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

#### **（療育）**

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

### (情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二條 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

### (相談等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

### 利用者の権利と支援の基本

- (1) 心身の障がいの有無に関係なく、すべての利用者は自己決定の権利と一人ひとりが独自の人であるという基本的権利を持っています。
- (2) 地域社会の中で独立した生活を営んでいる人々がごく普通に受けている生活の状況と、できるだけ一致した形で生活を営む権利があります。
- (3) 利用者一人ひとりの潜在的可能性、身体、認知、情緒、社会的可能性を実現することに努め、可能性を敏感に認め、はぐくみます。
- (4) 利用者一人ひとりの能力、感受性及び信念を尊重することが職員の基本的態度であるべきで、あらゆる関係において、礼儀と尊重という態度も同様に不可欠です。
- (5) 利用者の名前の呼び方は、利用者一人ひとりの希望を尊重することが大切です。



利用者は、姓名をはっきりと、または姓のみを、あるいは名のみをというように、その人が望む呼ばれかたで自分の名前を呼ばれる権利があります。名前は、ある人を他の人と区別する名称という意味だけでなく、名前を所有する人が自由に扱うことのできる個人の所有物でもあります。

(6) 高齢利用者への名前の呼び方は、特に名で呼ぶように利用者から言われていないのであれば、正式に姓で名前を呼ぶことが普通に尊重することになります。

1984年 施設ケアの実践綱領

## II 高齢者・障がい者虐待

近年、高齢者・障がい者の虐待について関心が高まっていますが、問題は十分に理解されているとは言えません。また、多様な状態を包括する定義は、高齢者・障がい者の「虐待の防止、養護者に対する支援等に関する法律」により明文化され、市町村の責任が明確にされましたがすべてを包括するものではありません。

高齢者・障がい者の虐待には遂行（虐待）または放置（無視）があり、故意に苦痛を与えようとした場合と、養護者あるいは虐待者の不十分な知識、燃え尽き、怠惰から無意識に苦痛を与えてしまう場合とがあります。

虐待防止法には明記されていない自己放棄「セルフネグレクト」は、他の虐待類型より解決が困難で支援の時間も労力も非常に多く必要とすることが知られています。

### 1 権利侵害の背景

- (1) 障がい等により自分の権利を自分で守れない。
- (2) 世話をする側とされる側の上下関係がある。
- (3) 生活支援の場が密室になる。
- (4) 知的、精神、認知等の障がいの理解が不足している場合がある。
- (5) 権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。
- (6) 自分で情報を集めて選び判断することが難しい。
- (7) 人には「相性」がある。
- (8) 後見のシステムがまだ一般化していない。

### 2 なぜ高齢者・障がい者虐待？

- (1) 高齢者・障がい者の身体、認知、知的、精神等の障害
- (2) 高齢者・障がい者が虐待者へ依存（介護、生活援助など）
- (3) 虐待者が障がい者へ依存（特に経済的に依存）
- (4) 虐待者の精神的障害（薬物乱用や精神疾患の既往など）
- (5) 家族の社会的孤立

### 3 高齢者・障がい者虐待を把握する

- (1) 家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいんでいる
- (2) 説明がつかない怪我、骨折、火傷がある。
- (3) 放置、暴力等の虐待を受けている。
- (4) 身体抑制を受けている。
- (5) 財産が搾取されている。

#### 4 高齢者・障がい者虐待とは

- (1) 身体的虐待
- (2) 介護放棄（ネグレクト）
- (3) 心理的虐待
- (4) 性的虐待
- (5) 経済的虐待

- ※ 消費者被害
- ※ 自己放棄！（セルフネグレクト）

#### 5 通報と緊急性の判断

緊急性があると判断した場合は、直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性、医療の必要性、加害者との分離の必要性、虐待の程度と障がい者の健康状態、介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

### 『緊急性の判断』

- 1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される**
  - ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
  - ・極端な栄養不良、脱水症状
  - ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
  - ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
- 2 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある**
  - ・虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
  - ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている
- 3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない**
  - ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
  - ・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり、改善が望めそうにない
- 4 被害者本人が保護を求めている**
  - ・被害者本人が明確に保護を求めている

## 別紙

- ・ 高齢者・障害者虐待防止法
- ・ 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
- ・ 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応

## 「宮城県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」

### 1 高齢者虐待の実態と問題点

若くて（若くなくても）元気な人は、自分を殴ろうとする人に対抗できるし、殴った人を自分で訴えることができます。元気な人は、自分の土地、建物、預金等の財産を自分で管理できるし、万一盗られたとしても自分で訴えることができます。元気な人は、自分で出かけたり、考えて判断したりして自分自身を守ることができます。元気な人は、自分の意見を人に伝えたり訴えることができます。また、周りも耳を傾けて聞いてくれます。要するに、元気な人は“当たり前前の生活を当たり前前に送ることができる”ということです。しかし、歳をたくさん重ねると、どうしても様々な障害を持つことが多くなります。認知症、脳梗塞と後遺症、転倒による骨折と後遺症、持病の悪化、生活不活発病等々です。認知症が原因で考えたり判断することができない、脳梗塞後遺症骨折後遺症のために自由に活動できなかつたり暴力に抵抗できない、人の手を借りないと生活できない、介護が必要になり負い目を感じたりする場合等があります。

高齢者虐待という言い方をしますが“高齢者だから”ということではありません。高齢になると心身の障害を持つ確率が高くなり、それが原因で虐待を受けてしまう危険性があるということです。

高齢者虐待は様々で複合的です。殴る・蹴る・抓る・閉じ込める等の身体的虐待、暴言・辱め・無視等の心理的虐待、介護してもらえない・ご飯を食べさせられない・病院に連れていってくれない等の介護放棄（ネグレクト）、性的辱め・オムツ一つで寝かせられる等の性的虐待、預金年金を勝手に使われる・勝手に土地等を処分される等の経済的虐待、不当に高額な品物を購入させられる等の消費被害…等が挙げられます。介護疲れが発端で身体的虐待とネグレクトと経済的虐待が同時に行われている複合的なケースや、同居家族にも複雑な問題を抱えている場合もあり、対応や連携も複雑になり、簡単に解決できるものではありません。

### 2 「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」の立ち上げのきっかけと趣旨

平成18年4月1日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されると同時に「地域包括支援センター」が全国の市町村に設置されました。高齢者権利擁護・虐待防止の責任を負うのは市町村ですが、直接的な役割を担うのは「地域包括支援センター」です。しかし、地域包括支援センターを設置したからといって、始めから高齢者虐待解決の経験と対応のノウハウを持っているはずがありません。

この状況を踏まえ、日本弁護士連合会と日本社会福祉士会とで協議検討の上「高齢者虐待対応専門職チーム」の設置が進められたものです。

活動趣旨は「高齢者虐待対応及び予防について、法律・福祉の専門性をもって、対応の適正性、介入方法、保護の後の対処法などの相談に応じ、アドバイス、訪問等により、地域包括支援センターが有効に機能できるよう支援する。」としています。

宮城県では、宮城福祉オンブズネット『エール』による権利擁護活動の実績と、活動を

通して培われた法律と福祉・医療の連携ができていたという下地がありました。そのため、宮城県高齢者虐待対応専門職チームは、全国に先駆けて設立し活動を開始することができました。

### 3 活動内容と利用の仕方

宮城県高齢者虐待対応専門職チームは、仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会により設置された「高齢者虐待対応連絡協議会」が運営しています。

#### (1) 支援の内容

- ・対応の適正性の確認
- ・介入方法のアドバイス
- ・地域ケア会議への出席
- ・同行訪問
- ・予防・救済のための活動支援
- ・関係機関団体との連携支援
- ・地域包括支援センター職員のスキルアップ支援 等

#### (2) 手続き

- ・アセスメント表に記入し、EメールかFAXで連絡を受ける（緊急時は直接電話）

### 4 高齢者の権利擁護と地域包括支援センターの関わり、地域包括支援センターに期待される役割等

地域包括支援センターは、「地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。」という役割があります。この仕事は社会福祉士が中心となって職員間、専門職種間、地域の関係機関等と連携を取りながら実施することになっています。

特に、高齢者の虐待防止については、「高齢者虐待防止ネットワーク」を具体的で現実的に構築することです。また、権利擁護に関する役割は、成年後見制度の活用、成年後見制度の円滑な利用、老人福祉施設等への措置、虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止となっています。

### 5 「宮城県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」（問合せ先）

（受付窓口） 担当：及川由佳（社会福祉士）

981-0955 仙台市青葉区三条町 10-19 PROP 三条館 宮城県社会福祉士会内

TEL022-233-0296 FAX022-393-6296 Eメール:mail@macsw.jp

ホームページ <http://www.macsw.jp/>

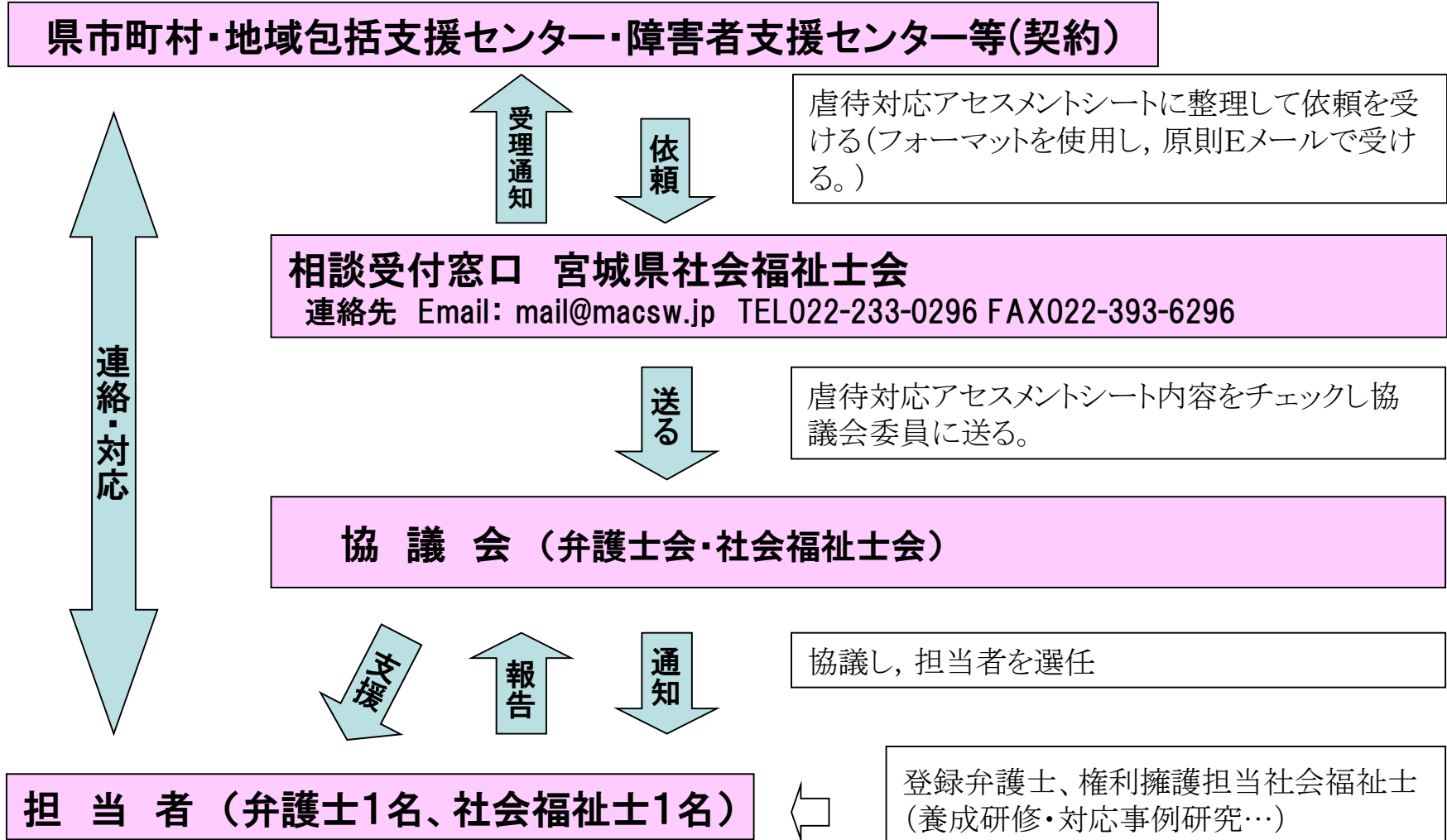
高齢者・障害者虐待対応連絡協議会メンバー表

平成 29 年 12 月 1 日現在

氏 名	資 格	役 職	備 考
荒 中	弁護士		
内 田 幸 雄	社会福祉士		
宇 都 彰 浩	弁護士		
及 川 由 佳	社会福祉士	事務局	
大 泉 力 也	弁護士		
大 嶽 友 和	弁護士		
大 橋 洋 介	弁護士	副会長	
小 澤 好 子	社会福祉士	事務局	
小 幡 佳 緒 里	弁護士		
小 野 寺 泰 佐	社会福祉士		
折 腹 実 己 子	社会福祉士		
角 張 美 貴 子	社会福祉士		
工 藤 清 史	弁護士		
鹿 又 喜 治	弁護士		
後 藤 雄 太	弁護士		
小 林 紀 代	社会福祉士		
小 湊 純 一	社会福祉士	事務局長	
鈴 木 俊 彦	社会福祉士		
鈴 木 守 幸	社会福祉士	会 長	
高 田 英 典	弁護士		
千 脇 隆 志	社会福祉士		
橋 本 治 子	弁護士		
西 澤 英 之	社会福祉士		
松 林 昌 紀	弁護士		
村 田 知 彦	弁護士		

# 高齢者・障害者虐待対応連絡協議会

仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会 高齢者・障害者虐待対応専門職チーム 対応の流れ





## 高齢者・障害者虐待対応アセスメントシート

年 月 日	平成 年 月 日		
被 害 者		歳	男 ・ 女
加 害 者	関係：		
場 所			
虐 待 の 種 類	身体的 ・ 放棄 ・ 心理的 ・ 性的 ・ 経済的 ・ 消費		
虐待の具体的状況			
虐待の原因			
本人の意向			
今後の危険性・緊急性			
対応の方針・目標			
高齢者・障害者虐待対応専門職チームに依頼したい内容と理由			
担 当 者	所属	職名	氏名
連 絡 先	電話	FAX	
	Eメール		

※ このシートに事案を整理して記入した上でFAXし、こちらからの連絡を待ってください。

※ 緊急性の高い場合は直接電話下さい。その他は遅くとも翌日には連絡します。(土日祝日を除く)

受付窓口：宮城県社会福祉士会

平日10時～15時 FAX 022-393-6296 (緊急TEL 022-233-0296)

## 高齢者虐待対応アセスメントシート 記入要領

高齢者、障害者の『虐待防止法』を読み、理解した上で整理記入すること。

また、私たちは“被害者の保護と生活支援”を最優先するのが責務です。“正義の味方”になって、加害者を懲らしめることが役割ではありません。

- ① 年月日  
本シートを作成した年月日を書く。
- ② 被害者  
虐待被害者の氏名、年齢、性別を書く。
- ③ 加害者  
虐待の加害者すべての名と関係を書く。
- ④ 場所  
自宅、施設、通所先等、虐待が行われている場所を書く。
- ⑤ 虐待の種類  
該当する虐待の種類すべてに○をつける。
- ⑥ 虐待の具体的状況  
確認した虐待の具体的状況を書くこと。いつからのことか、程度、頻度、本人に与えている状況等を書く。
- ⑦ 虐待の原因  
介護疲れ、相性、障害、無知、恨み等の理由を書く。経済的、消費被害は記載不要。
- ⑧ 本人の意向  
被害者が助けを求めているか、困っているか、悩んでいるか等を書く。認知症等により、意向が確認できなければその状況を書く。
- ⑨ 今後の危険性・緊急性  
予測される危険性、被害拡大の恐れ、緊急性と、その判断した理由を書く。
- ⑩ 対応の方針・目標  
危険性や被害拡大の可能性に対して、どのように解決しようとしているのか、その具体的な対応方法、時期を書く。  
また、介入後に被害者がどうなってほしいのか、目標（期待される効果）を書く。
- ⑪ 高齢者・障害者虐待対応専門職チームに依頼する理由  
対応の適正性の確認、介入の方法のアドバイス、保護の後の対処法、会議への出席、同行訪問等、対応チームに依頼したい内容とその理由を書く。
- ⑫ 担当者  
本シートを作成した人の所属、職名、氏名を書く。
- ⑬ 連絡先  
確実に連絡がとれる連絡先を書く。

### 《緊急性の判断》

緊急性があると判断した場合は、直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性、医療の必要性、加害者との分離の必要性、虐待の程度と高齢者の健康状態、介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

- ① 本人が保護救済を強く求めている。
- ② 生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう、栄養失調、衰弱、脱水症状、肺炎等）→ 医師に判断を依頼することが有効
- ③ 生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃、顔面打撃、首締め・揺さぶり、戸外放置、溺れさせる等）
- ④ 確認できないが、上記に該当する可能性が高い。

# 全国介護保険担当課長会議資料

平成15年9月8日(月)

厚生労働省老健局

## ウ 「やむを得ない事由による措置」について

老人福祉法上、市町村は職権による措置（やむを得ない事由による措置）を行うことができることとされているが、介護保険の施行後、こうした措置制度への認識が希薄な市町村が出てきているのではないかと指摘がある。

一方、要介護高齢者の中には家族から虐待を受けている事例があるとの報道があり、このような場合には、「やむを得ない事由による措置」の実施が求められるところである。

したがって、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図りたい。

なお、一部の市町村において、家族が反対している場合には措置を行うことは困難であるとの誤った見解が示されているが、「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。

また、高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。

更に、高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能であるので、これらの諸点について、管内の市町村に周知徹底願いたい。

高齢者虐待は、特に痴呆性高齢者の権利擁護と密接な関係を有する問題であり、必要に応じて成年後見制度の活用に基づいていくための支援が求められる。

各都道府県におかれては、管内の市町村に対して、成年後見等開始審判の市町村長申立制度や、成年後見制度利用支援事業（介護予防・地域支え合い事業のメニュー事業）の積極的な活用が図られるよう指導願いたい。

## 老人ホームへの入所措置等の指針について

(平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知)

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により、養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)の一部改正が行われることに伴い、同法第11条の規定による入所措置等に係る指針を下記のとおり定めたので、ご了知の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。

なお、本通知は平成18年4月1日から施行することとし、これに伴い、「老人ホームへの入所措置等の指針について」(昭和62年1月31日社老第8号)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

### 記

## 老人ホームへの入所措置等の指針

### 第1 入所措置の目的

法第11条の規定による養護老人ホームへの入所等の措置は、65歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切に行われるよう努めなければならない。

なお、同条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所措置については、やむを得ない事由により介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

(1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由(※)により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

(※) 「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

(2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるものである。

### 第2 福祉事務所長への委任

法第11条の規定による措置については、市及び福祉事務所を設置する町村にあつては福祉事務所長に委任することができる。

### 第3 入所判定委員会の設置

1 市町村長(委任を受けた福祉事務所長を含む。以下同じ。)は、老人ホームへの入所措置を判定するため、市町村(福祉事務所長が委任を受けている場合にあつては、当該福祉事務所)内に老人福祉指導主事、市町村老人福祉担当者、保健所長、医師(精神科医を含む。)、地域包括支援センター長及び老人福祉施設長のそれぞれの代表者で構成する「入所判定委員

会」を設置し、入所措置の開始、変更等に当たっては、入所判定委員会の意見を聞くものとする。

なお、市町村長は、市町村又は直営の地域包括支援センターが中心となり、定期的開催される会議（以下「市町村包括ケア会議」という。）に入所判定委員会の機能を付与することができるものとする。この場合においても、同会議には、当該市町村の老人福祉担当者、医師（精神科の判断が必要な場合には精神科医）及び老人福祉施設関係者の参加を要するものとする。

ただし、特別養護老人ホームに係る判定については、介護保険法第14条に基づく介護認定審査会における同法第27条に基づく要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会を開催しないこととして差し支えない。

- 2 入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）の開催に当たっては、養護老人ホームの求めに応じて行うことができるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）第9条の規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができるものとする。

#### 第4 入所措置の要否判定

- 1 養護老人ホームに係る入所措置の要否の検討に当たっては、入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）において、本通知中「第5 老人ホームへの入所措置の基準」に基づき、その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について総合的に判定を行い、その結果を市町村長に報告するものとする。

#### 第5 老人ホームの入所措置の基準

##### 1 養護老人ホーム

法第11条第1項第1号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（1）環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（注）法では、養護老人ホームへの入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」と規定しているが、これは、措置に当たり改正前に規定されていた「身体上若しくは精神上」の理由は問わないこととする趣旨であり、「身体上若しくは精神上」

の理由を有する者を措置の対象外とするものではない。

(2) 経済的事情については、老人福祉法施行令第2条に規定する事項に該当すること。

## 2 特別養護老人ホーム

法第11条第1項第2号の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が1(1)アの基準を満たす場合に行うものとする。

なお、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって、入所措置を行わない理由とはならないものであること。

## 第6 養護委託の措置の基準

次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置を行わないものとする。

- 1 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合
- 2 養護受託者が老人の扶養義務者である場合

## 第7 措置の開始、変更及び廃止

### 1 措置の開始

老人ホームへの入所又は養護委託の措置の基準に適合する老人については、措置を開始するものとする。

なお、措置を開始した後、随時、当該老人及びその家族を訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。

### 2 措置の変更

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置のうち、いずれかの措置をとられている老人が他の措置をとることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

### 3 老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。

(1) 措置の基準に適合しなくなった場合

(2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3箇月を超えるに至った場合

(3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

(4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

### 4 措置後の入所継続の要否

老人ホームの入所者については、年1回入所継続の要否について見直すものとする。

## 第8 65歳未満の者に対する措置

### 1 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置

法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者であって、60歳以上の者について行うものとする。

ただし、60歳未満の者であって次のいずれかに該当するときは、老人ホーム入所措置の行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。
- (2) 初老期における認知症（介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症をいう。）に該当するとき。
- (3) その配偶者が老人ホームの入所措置の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

## 2 法第11条第1項第2号に規定する措置

法第11条第1項第2号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者であって、介護保険法第7条第3項第2号に該当するものについて行うものとする。

## 第9 居宅における介護等に係る措置

法第10条の4第1項各号に規定する措置については、特別養護老人ホームへの入所措置と同様、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護又は認知症対応型共同生活介護（以下「訪問介護等」という。）を利用することが著しく困難と認めるときに、必要に応じて市町村が措置を採ることができることとされているものであり、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく訪問介護等の利用が可能になった場合には措置は廃止するものとする。

なお、「やむを得ない事由」としては、

- (1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合  
(※)「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。
- (2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状況に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるものである。

## 第10 留意事項

今回の改正に伴い、(別紙)老人ホーム入所判定審査票は廃止するが、入所措置の要否判定においては、これまでの老人ホーム入所判定審査票の内容を参考としつつ、それぞれの地域の実情に応じて、これに代わる審査票を作成する等、総合的な判定に支障が生じないように努められたい。

(注) (別紙)老人ホーム入所判定審査票は掲載省略